## 議 事 録

会議の名称	令和2年度登米市農業委員会第3回総会		
開催日時	令和 2 年 6 月 25 日 (木) 午後 1 時 30 分 開会  午後 2 時 47 閉会		
開催場所	中田農村環境改善センター 多目的ホール		
議 長 の 名	高橋 清範 会長		
出 席 者 ( 委 員 ) の 氏 名	1番 花 張 紫		
	( は欠席委員、 は遅参委員、 は早退委員)		
事務局職員職 氏 名	説明員:農業委員会事務局 事務局長 田辺賢一、事務局次長 佐藤達也、局長補佐 菅原賢、農政総務係 主幹 及川誠、農地管理係 主幹 伊藤 裕美 主査 千葉康哉、主査 石川巌 穂、主事 千葉 隆瑛 書記:農業委員会事務局 局長補佐 菅原賢		
	報告第10号 農地法第18条第6項の規定による届出について報告第11号 使用貸借権の合意解約について報告第12号 農地基本台帳新規(補正)登載申請について議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について議案第16号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について議案第19号 非農地証明願について議案第20号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について議案第21号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について議案第22号 空き家に付属した農地指定申請について議案第23号 空き家に付属した農地指定申請について議案第24号 特定農地貸付けの承認申請について議案第24号 特定農地貸付けの承認申請について議案第26号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに		

こついて		
• 農地法第3条調査書		
・あいさつ		
日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員の指名は会議		
番 佐々木 ま		
き子 委員を指名します。		
<del>-</del>		
•		
す。		

新型コロナウイルス感染症対策のため、会議時間の短縮を図る必要があることから、議案の説明については、事前に資料を配付しており、進行番号順の個別の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

《異議なしの声を確認》

議長

異議なしと認めます。よって、進行番号順の個別の説明は省略することに、決 定しました。

議長

日程第4、報告第10号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を 議題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

議長

説明が終わりました。

これで、報告第10号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を終わります。

議長

日程第5、報告第11号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

議長

説明が終わりました。

これで、報告第11号「使用貸借権の合意解約について」を終わります。

議長

日程第6、報告第12号「農地基本台帳新規(補正)登載申請について」を議題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

議長

説明が終わりました。

これで、報告第12号「農地基本台帳新規(補正)登載申請について」を終わります。

議長

日程第7、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

事務局

本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第3条調査書」により確認しております。

進行番号1番については、調査結果1となります。

法第3条第2項第1号の「全部効率利用」については、譲受人の経営農地は、 全て耕作されており、基幹作業については一部を作業委託し、耕作の事業に供す べき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号については、譲受人は個人であり適用はありません。

第3号についても、信託ではないため適用はありません。

第4号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積については、50アールを超えることから適用はありません。 第6号の転貸禁止については、申請地は所有権の移転であり、転貸にはあたり ません。

進行番号2番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第3条第2項 各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。

また、第7号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を 送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思 います。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

議長

地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくことにしておりましたが、支障等について自席で発言をお願いします。

議長

進行番号1番について、7番 佐々木 まき子 委員。

《支障なしの声を確認》

議長

進行番号4番、5番、6番について、21番 浅野 和宏 委員

《支障なしの声を確認》

議長

進行番号7番について、5番 芳賀 秀二 委員

《支障なしの声を確認》

議長

進行番号8番について、22番 鈴木 泰子 委員

《支障なしの声を確認》

進行番号10番について、23番 五十嵐 幸喜 委員。

《支障なしの声を確認》

議長

地域との調和要件について支障等はないようです。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

16 番委員

進行番号1番について、10a 当たりの価格が高い。それと私の思い違いであればすみませんが、譲受人が昨年も石森地区の土地を購入しております。その際にも高かった。調査結果1で全て耕作されており、一部を作業委託しているとなっておりますが、石森の部分も牧草を作って委託するというような案件と記憶しております。買受人の方は多分会社員だと思います。転用についてもこの後に出てきますが、土地転がしみたいな傾向があると思われますが、その辺について事務局はどのような対応をしたか。また、石森の土地は牧草といっても、育たなかったと言えばそれまでです。その辺の追跡調査はどのようになっておりますか。

事務局

金額についてはいつものとおり、だいたい平均ではこれぐらいという話しはしておりますが、結局、両者での話し合いの結果だということで、この金額になっております。今回もこの方、2月に中田の農地も買っていますが、今回の農地を買った所は牧草を作って、あと南方の認定農業者の方に売るということで契約書はいただいております。耕作するということですので、それは信じて受理しました。

16 番委員

書類上で問題ないということであれば、多分買受人の方は将来的には宅地で販売すると思います。別な案件でもそれは出てきているので、その辺は書類上不備がなければそれで良いのか。それとも、やはりちゃんとした作物を作っていただき、それで地域から要望があるとうことで転用をかけて宅地にするのは良いですが。この方見え見えでそのようなことだということで。この辺は今後前にも申し上げたが、一つの課題ではないかと思います。その辺は今後どのように対処していくか。不備がなければそれは許可をするだけで良いのか。農地を守るという意味では、その辺も考えていただきたい。

事務局

この後の転用にも絡んでいきますのでお答えします。委員お話のように、過去にこのような例も見受けられたということは承知しております。金額の当事者同士の合意と、作付けするという申し出があれば事務局では、農地として使われないということが確定できない限りは受けざるを得ない現状にあります。以前にお話しさせていただいたとおり、3条なり基盤なり所有権移転された後に、その場所を委員に確認、日常の活動の中で確認いただいて目を光らせていただくということが一番現実的な方法かなという気はしています。申請を受ける際に、転用ではないかと頭にはよぎります。ただそれを口にして良いのか、それは信じられな

いのかという疑念に思われてもいけないことになりますので、そういった感じはありますが、そこを踏まえながら確認はしております。極力そういったことは1個1個確認しながら書面上、適正な申請、許可につながるようにしていきますのでよろしくお願い致します。

16 番委員

3条ではなく5条で買った方が、トラブルがないと思うがその辺どうですか。

事務局

5条で一回でいただくと、こちらも当然事業の計画などを見た上での話になりますので、一番それがまっとうな形になると思います。ただ、今回当然耕作をするという目的で3条で、相手にも3条で取引をしています。一回で5条での転用で示してやっていただくのが一番良い形だと思います。こちらも考えております。ただそういった申出がないので、どうしてもこういった形になってしまうのが現状です。

16 番委員

納得しないですが、納得をせざるを得ないとうことです。

議長

他に質疑はありませんか。

《質疑なしの声あり》

議長

質疑なしと認めます。

議長

これで質疑を終わります。

議長

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

《異議なしの声を確認》

議長

異議なしと認めます。よって、議案第 15 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。

議長

日程第 8 議案第 16 号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定 について」を議題とします。

議長

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

議長

説明が終わりました。

ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。

議長

第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。

議長

18番 小野寺 義幸 委員

18 番委員

登米市農業委員会第1分科会に係る現地確認調査は、令和2年6月22日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。

農地転用事業計画変更承認申請の進行番号1番については、別紙議案説明資料1ページから3ページに記載されているとおりです。

申請内容は、南方町長者原地内で、介護事業用地の整備をすることで転用の許可されている事業の計画変更です。

当初、申請地3筆に駐車場及び軽運動場・イベント広場を整備する予定で用地を取得したのですが、リハビリ部門の要望に応え利用者の減少を抑えるため、老人ホーム及び駐車場に変更し整備するものです。

転用目的など、計画全般を変更するものですが、農地区分としては、農業の公 共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種 農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、計画変更は妥当と の意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和2年6月25日

現地調査委員 14番 上野 栄公 委員 15番 阿部 晃徳 委員 18番 小野寺義幸 委員

議長

調査報告が終わりました。

これから議案第16号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

《質疑なしの声あり》

議長

質疑なしと認めます。

これで議案第16号の質疑を終わります。

議長

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、承認相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。

《異議なしの声を確認》

議長 異議なしと認めます。

議長 よって、議案第16号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定に ついて」は承認相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。

> 日程第9、議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の 決定ついて」、日程第10、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請に 対する意見の決定ついて」を一括議題とします。

議長 事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

本議案に係る申請は、第4条申請が2件、第5条申請が13件です。適用法令 等を確認したところ、農地法第4条第6項各号及び農地法第5条第2項各号の規 定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、 許可要件の全てを満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。

> ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 先に第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。

18番 小野寺 義幸 委員

農地法第4条の進行番号1番については、別紙議案説明資料4ページから6ペ 18 番委員 ージに記載されているとおりです。

> 申請内容は、申請地に太陽光発電施設を整備するもので、農地区分としては、 農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることか ら、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は 妥当との意見で一致しました。

> 農地法第4条の進行番号2番については、別紙議案説明資料7ページから9 ページに記載されているとおりです。

> 申請内容は、申請地に庭を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投 資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地 と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で 一致しました。

議長

事務局

議長

また、申請地は既に庭として農外利用されていることから、申請人より始末書 を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号1番、4番、5番については、別紙議案説明資料 10 ページから 12 ページ、19 ページから 24 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に太陽光発電施設を整備するもので、農地区分としては、 農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることか ら、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は 妥当との意見で一致しました。

進行番号2番、8番については、別紙議案説明資料13ページから15ページ、31ページから33ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地でありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号3番については、別紙議案説明資料16ページから18ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共 投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農 地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見 で一致しました。

進行番号6番については、別紙議案説明資料25ページから27ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に事務所等を整備するもので、農地区分としては、第1種 農地で、原則的には転用許可ができない農地でありますが、例外的に許可するこ とができる、農業用施設が整備されるものであり、転用における周囲への影響も 見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

また、申請地は既に、農業用施設として外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号7番については、別紙議案説明資料28ページから30ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地において現在操業している営農型太陽光発電事業を継続するため、一時転用許可期間を更新するものです。農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地でありますが、例外的に許可することができる、一時的な転用であって、かつ、当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められることから、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号9番については、別紙議案説明資料34ページから36ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に建売分譲住宅2棟を新築するもので、農地区分としては、 第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地でありますが、例外的に許可 することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲へ の影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和2年6月25日

現地調査委員 14番 上野 栄公 委員 15番 阿部 晃徳 委員 18番 小野寺義幸 委員

議長

次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。

議長

9番 二階堂 紀一 委員

9番委員

登米市農業委員会第2分科会に係る現地確認調査は、令和2年6月22日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。

農地法第5条の進行番号10番については、別紙議案説明資料37ページから39ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地を、隣接する居宅を新築する際の工事車両用の通路として使用するため、一時転用するものです。農地区分としては、、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地でありますが、工事期間のみの一時的な利用であり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 11 番については、別紙議案説明資料 40 ページから 42 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に建売住宅 18 棟を新築するもので、農地区分としては、、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地でありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 12 番については、別紙議案説明資料 43 ページから 45 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に資材置場を整備するもので、農地区分としては、、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地でありますが、例外的に許可する

ことができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影 響も見受けられず、転用の要件は満たされております。

また、申請地の一部は既に通路として利用されていることから、申請人より顛 末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 13 番については、別紙議案説明資料 46 ページから 48 ページに記載 されているとおりです。

申請内容は、申請地に排風ダクト並びにフェンスを設置するもので、農地区分 としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であ ることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、 転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和2年6月25日

現地調査委員 5番 芳賀 秀二 委員

8番 阿部 静男 委員

9番 二階堂紀一 委員

議長 調査報告が終わりました。

議長 これより、議案第17号、議案第18号について、一括して質疑を行います。

議長 質疑はありませんか。

《質疑なしの声あり》

議長 質疑なしと認めます。

これで議案第17号、議案第18号の質疑を終わります。

議長 これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。よって、議案第17号「農地法第4条の規定による許可 議長 申請に対する意見の決定ついて」は許可相当との意見を付し、知事に送付するこ

とにいたします。

議長 次に、議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。

《異議なしの声を確認》

議長

異議なしと認めます。

議長

よって、議案第 18 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定ついて」は許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。

議長

日程第11、議案第19号「非農地証明願について」を議題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

事務局

本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

議長

農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第5条ただし書きにより、現地調査を省略しております。

議長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

《質疑なしの声あり》

議長

質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

議長

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ありませんか。

《異議なしの声を確認》

議長

異議なしと認めます。よって、議案第 19 号「非農地証明願について」は願出 のとおり証明することに決定しました。

議長

日程第12、議案第20号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計

画の決定について」を議題とします。

本案件については、所有権移転が5件、利用権設定が7件となっております。 所有権移転の進行番号4番が 13番 松野 秀郎 委員に関する案件ですの で「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に該当します。

したがいまして、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

《異議なしの声を確認》

議長 異議なしと認めます。

議長 よって、本議案の審議につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行うことに決定しました。

議長 はじめに、「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号4番についての審議に 入ります。

議長 本案件は 13番 松野 秀郎 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第31条「議事参与の制限」の規定により、13番 松野 秀郎 委員の退場を求めます。

《退場を確認》

議長 それでは、事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

事務局 本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしていると思われます。

以上で説明を終わります。

議長説明が終わりました。

議長 これより議案第20号の「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号4番について、質疑を行います。

議長質疑はありませんか。

《質疑なしの声あり》

議長質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長 これから議案第20号の「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号4番を採 決します。

議長お諮りします。

議長

議長

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

議長 異議なしと認めます。よって、議案第20号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転の進行番号4番は原案のとおり決定しました。

| 13番 松野 秀郎 委員 の入場を許可します。

《着席を確認》

次に議案第 20 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決 定について」の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。

議長事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

事務局 本案件に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化 促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われます。

以上で説明を終わります。

議長 | 説明が終わりました。

これより「委員に関する以外の案件」について質疑を行います。質疑はありませんか。

《質疑なしの声あり》

議長 これで、質疑を終わります。

議長 これから議案第20号の「委員に関する以外の案件」について採決します。 お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。よって、議案第20号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外」の案件については原案のとおり決定しました。

議長

日程第13、議案第21号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」を 議題とします。

議長

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

事務局

この案件につきましては、令和元年度の農地利用状況調査で6判定(山林原野化)と判定された農地を、さらに精査した後に、土地の所有者宛に非農地判断に係る事前通知書及び再利用の意向申出書を送付し、再利用の意向の申出があった農地を除外して、今回の議案としております。

非農地と判定した場合には、土地所有者に対し、非農地通知書を発出し、市及び県、法務局へ非農地判定を行った旨を通知し、 農地台帳を整理することになります。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

議長

これより議案第21号について質疑を行います。 質疑はありませんか。

《質疑なしの声あり》

議長

質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

議長

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり非農地として決定することに、ご異議ありませんか。

《異議なしの声を確認》

議長

異議なしと認めます。よって、議案第 21 号「農地利用状況調査に伴う非農地 の判断について」は原案のとおり非農地として決定することにいたしました。

議長

日程第14、議案第22号「空き家に付属した農地指定申請について」を議題と します。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

事務局

この案件につきましては、農地指定申請時に提出された添付書類、農地台帳、申請人からの聞き取り等で適用の要件を確認したところ、空き家及び空き家に付属した農地の所有者が同一であります。また、都市計画法第8条に規定する用途地域ではなく、利用権の設定もされておりません。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

議長

ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。

議長

18番 小野寺 義幸 委員。

18 番委員

進行番号1番については、別紙費案説明資料51ページから52ページに記載されているとおりです。

申請内容は、空き家情報バンクに登録された空き家に付属した農地の指定を行うものです。

この申請は、空き家及び空き家に付属した農地の所有者が同一で、担い手の農地集積・集約化に支障ありません。また、都市計画法第8条に規定する用途地域ではなく、利用権の設定もされておらず、非農地認定も可能ではないと思われることから、指定は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和2年6月25日

現地調査委員 14番 上野 栄公 委員 15番 阿部 晃徳 委員 18番 小野寺 義幸 委員

議長

次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。

議長

9番 二階堂 紀一 委員。

5番委員

進行番号2番及び3番については、別紙費案説明資料53ページから54ページ及び55ページから56に記載されているとおりです。

申請内容は、空き家情報バンクに登録された空き家に付属した農地を指定申請するものです。

この申請は、空き家及び空き家に付属した農地の所有者が同一で、担い手の農地集積・集約化に支障ありません。また、都市計画法第8条に規定する用途地域

ではなく、利用権の設定もされておらず、非農地認定も可能ではないと思われることから、指定は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和2年6月25日

現地調査委員 5番 芳賀 秀二 委員

8番 阿部 静男 委員

9番 二階堂紀一 委員

議長調査報告が終わりました。

議長 これから議案第22号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

《質疑なしの声あり》

議長質疑なしと認めます。

これで議案第22号の質疑を終わります。

議長 これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

《異議なしの声を確認》

議長 異議なしと認めます。よって、議案第22号「空き家に付属した農地指定申請

について」は原案のとおり決定しました。

議長 日程第15、議案第23号「空き家に付属した農地指定解除について」を議題と

します。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

議長 説明が終わりました。

議長 これから議案第23号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

《質疑なしの声あり》

質疑なしと認めます。

これで議案第23号の質疑を終わります。

議長

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

《異議なしの声を確認》

議長

異議なしと認めます。よって、議案第23号「空き家に付属した農地指定解除 について」は原案のとおり決定しました。

議長

日程第16、議案第24号「特定農地貸付けの承認申請について」を議題とします。

議長

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

議案説明資料59ページをご覧ください。

「特定農地貸付規程」でございます。

(貸付条件) 第4条(1)、貸付期間は5年間です。

(募集の方法) 第5、募集はチラシ、掲示等による一般公募です。

(貸付農地の管理・運営等)第8、貸付農地及び施設の適切な維持・ 管理・及び運営を図るため管理人を設置します。

議案説明資料62ページをご覧ください。

令和2年5月15日、開設者と登米市長で「特定農地貸付協定書」を締結しており、(目的)第1では、市民農園の用に供する農地の適切な管理・運営の確保、特定農地が周辺に影響を及ぼさないことの確保及び特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合の特定農地の適切な利用等の確保等を図るためとしております。

本議案に係る申請につきまして、登米市との間で貸付協定を締結している者から承認の申請があった場合に、次の要件に該当すると認められるとき承認するものであります。

1 特定農地貸付けの用に供する農地が周辺の地域における農 用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地から みて、適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないもので あること。

- 2 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。
- 3 貸付期間その他の条件、適切な利用を確保するための方法等が特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。
- 4 特定農地貸付けの用に供される農地が所有権以外の権限に 基づいて耕作の事業に供されているものであること。 以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

議長

ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。

議長

第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。

議長

18番 小野寺 義幸 委員

特定農地貸付けの承認申請の進行番号1番については、別紙議案説明資料 57ページから 66ページに記載されているとおりです。

申請内容は、以前に承認されている南方町新鶴江地内で、特定農地貸付法により開設されている市民農園についての更新申請です。

当該申請については、周辺の地域における農業用の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、適切な位置にあり、妥当な規模である。また、募集及び選考の方法が公平かつ適切なもので、貸付期間その他の条件が適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであると認められることから、承認の申請は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和2年6月25日

現地調査委員14番上野栄公委員15番阿部晃徳委員18番小野寺義幸委員

議長

調査報告が終わりました。

議長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8番委員

貸付協定ですが、契約は申請人と登米市長となっておりますが、この指定した 農地について、たとえば利用する方々からいろいろ苦情があった場合は、第一義 的に解決するのは、市長が行うことで、農業委員会がこれをどうこうと言うこと は出来ないわけですか。

《休憩》

議長

再開いたします。

事務局

市と申請人との協定書があり、農業委員会は承認するだけとなっており、農業委員会としては関与しません。

議長

他に質疑ありませんか。

《質疑なしの声あり》

議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、申請のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

《異議なしの声を確認》

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第24号「特定農地貸付けの承認申請について」は申請のとおり承認することに決定しました。

議長

日程第17、 議案第25号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題とします。

議長

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

議長

説明が終わりました。

議長

これから議案第25号について、質疑を行います。

議長

質疑はありませんか。

《質疑なしの声あり》

議長質疑なしと認めます。

議長 これで、議案第25号の質疑を終わります。

議長 これから、議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

議長 異議なしと認めます。よって、議案第25号「農地等の利用の最適化の推

進に関する指針について」は原案のとおり決定しました。

議長 日程第18号、 議案第26号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の ちゃく 一様 おびに合わる 年度の日標及びその達成に向けた活動の

点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を

議題とします。

議長事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

議長 説明が終わりました。

議長 これから議案第26号について、質疑を行います。

議長 質疑はありませんか。

12番委員 利用集積面積が元年度と2年度では変わりないですが、本当に動い

ていないのですか。

事務局 元年度の集積面積が間違っていました。今資料がないので確かでは

ないですが、8,762ha と記憶しております。元年3月から少し下がっ

ております。

12番委員 国が示している数字だと思いますが、登米市が掲げている担い手、

数字とは違いますが、やはり現実的にはダウンしているということで

すか。

事務局 そうです。ただ、令和元年3月から令和2年3月にかけて、畑については、集

積率は上がっています。

12番委員 畑は良いです。面積変わりないので。水田の方がどうなっているのか。

事務局 水田の方については、下がっております。

議長 他に質疑ございませんか。

《質疑なしの声あり》

議長質疑なしと認めます。

議長 これで、議案第26号の質疑を終わります。

議長 これから、議案第26号を採決します。

議長本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

《異議なしの声を確認》

議長 異議なしと認めます。よって、議案第26号「令和元年度の目標及びその

達成に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活

動計画について」は原案のとおり決定いたしました。

議長これで、本日の日程は、すべて終了しました。

議長 会議を閉じます。令和2年度第3回登米市農業委員会総会を閉会します。

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和2年6月25日

議 長(会長)		高橋 清範
議事録署名人	6番	柴崎 専一
		213: 4
議事録署名人	7 釆	佐々木 まき子
	/ ´Ħ´	圧べか よる!